

令和2年4月8日

教職員の皆様へ

危機対策本部長 大橋 裕一

教職員の移動等にかかる新型コロナウイルス感染拡大
防止対策の徹底について（通知）

本学においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すでに県外への移動の自粛要請等の対策を講じておりますが、昨今の情勢を鑑み、本日以降は下記の通り取り扱うこととします。

については、本対策の必要性を十分にご理解いただき、遵守するよう要請します。

記

1. 県外への移動の自粛について

当面の間、出張はもとより、学外研修、旅行など、県外への移動については、自粛することを強く要請する。（令和2年4月3日付通知（依頼）を継続）

2. 緊急事態宣言対象地域への訪問について

緊急かつやむを得ない事情により、緊急事態宣言の対象地域を訪問（当該地域の駅・空港等の経路を含む）する場合は、必ず事前に所属部局等の長へ報告すること。

なお、当該地域を訪問した教職員については、愛媛県内に戻った日から2週間は出勤しないこと。ただし、医学部附属病院においては附属病院長の指示に従うこと。

3. 四国外から新たに本学に異動した教職員について

4月1日以降、新たに四国外から本学に異動した教職員は、愛媛県内に転居した日から2週間は出勤しないこと（令和2年3月30日付通知を継続）。ただし、医学部附属病院においては附属病院長の指示に従うこと。

4. 教職員の家族等が緊急事態宣言対象地域から帰県した場合について

教職員の家族等が緊急事態宣言対象地域から帰県した場合は、教職員本人も、2週間程度は健康観察を行い、他の人との濃厚接触を避けるよう努めること。

なお、教職員及び家族等の体調に異常が生じた場合は、速やかに新型コロナ相談窓口（corona@stu.ehime-u.ac.jp）へ報告すること。

5. いわゆる「3密」となる場所への外出の自粛について

当面の間、換気の悪い密閉空間で人が密集し、近い距離で会話が行われるいわゆる「3密」となる場所への外出は、自粛することを要請する。

※緊急事態宣言の対象地域（令和2年4月8日現在）

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県